

# 議会改革推進特別委員会中間報告《令和2年8月》

## 1. はじめに

議会改革推進特別委員会では、令和2年3月27日に第1回目の委員会を開催し、委員長に東育代委員、副委員長に中村敏彦委員を選出した。

調査項目案として示された14項目の中から、早急に審査をすることと決定した3つの調査項目について、第2回目以降、項目ごとに資料収集を行い協議を重ねてきた。

今回、中間報告を行うに至った経緯としては、第7回目の特別委員会（8月5日）を終えた段階で、この3項目について概ね結論や方向性が導き出され、併せて取組を早急に進めるべき事由等があることから、令和2年第4回いちき申木野市議会定例会（9月議会）において中間報告を行うこととした。

### 《調査項目》

1. 議員定数及び議員報酬について
2. タブレット端末の導入（ペーパーレス）について
3. 大規模災害対応指針の策定について

## 2. 委員会における審査・調査等の経緯

回数	開催日	内容等
第1回	令和2年3月27日	・特別委員会の設置 ・正副委員長の互選
第2回	令和2年4月16日	・調査項目及び審査方法等について ・調査スケジュールについて
第3回	令和2年4月23日	・調査項目の選定（決定）について
第4回	令和2年5月15日	・調査項目について（項目ごとに協議）
第5回	令和2年5月29日	・調査項目について（項目ごとに協議）
第6回	令和2年7月8日	・調査項目のまとめ（結論）について ・大規模災害対応指針（案）、行動マニュアル（案）について
第7回	令和2年8月5日	・調査項目のまとめ（結論）について ・タブレット導入に係る先進地視察について ・大規模災害対応指針（案）、行動マニュアル（案）の決定について
	令和2年8月17日	・タブレット導入の先進地視察（延期）
第8回	令和2年8月21日	・中間報告書（案）について

### 3. 調査事項について（結論、方向性、指針等の策定）

#### (1) 議員定数及び議員報酬について

- ・議員定数……（結論）現議員定数 16 人は適正。
- ・議員報酬……（結論）議員報酬は現状維持。

#### (2) タブレット端末の導入（ペーパーレス）について

- ・タブレット導入の方針……（結論、方向性）導入推進することを決定。
- ・タブレット導入推進委員会の設置……端末機器の仕様やペーパーレスの項目等について、この推進委員会の中で協議していく。分科会的な位置づけ。
- ・環境整備……Wi-Fi 環境の整備が不可欠（Sim カードの活用）
- ・先進地視察……県内での先進地である曾於市議会を視察する。当初 8 月 17 日に視察予定であったが諸事情により延期。

#### (3) 大規模災害対応指針の策定について

- ・（結論）いちき串木野市議会大規模災害対応指針及び大規模災害対応行動マニュアルを新たに策定する。
- ・昨年度の「大里川の護岸決壊」、本年 7 月の「梅雨集中豪雨による農地や河川等の被害」など、本市においても連続して大規模な災害が発生した。「早急な対応が必要ではないか」との委員の考えを踏まえ、令和 2 年 9 月議会（本会議）で中間報告を行ったのち、指針及び行動マニュアルを正式に定める。

### 4. 新たな調査事項の選定について

今回、3 つの調査項目の結論や方向性、方針等が決定した。一部継続となる項目があるものの概ね協議終了となったことから、新たに調査する項目（4 つ）を選定した。なお、タブレット導入の項目は、「タブレット導入推進委員会」を中心に継続して協議を進めていく。

#### 《新たな調査項目》

1. 議員と語る会及び高校生との意見交換会について
2. 定例会会期等の検討について
3. 予算及び決算の審査方法について
4. 議会基本条例の見直しについて

## (1) 議員定数及び議員報酬について

＜まとめ（協議結果、結論）＞

## 1. 議員定数について

1.結論	現議員定数 16 人は適正。
2.理由	<p>県内及び九州管内並びに全国の人口 2 万 5 千人から 3 万人の類似市の状況を調査・比較したところ、九州管内（14 市、本市を含む）の議員定数の平均値が 16.7 人、鹿児島県及び九州管内を除く全国（19 市）での平均値は 16.1 人であり、本市の議員定数 16 人は概ね平均値であることが確認できる。</p> <p>審査の中で委員から、「本市の定数 16 人は類似市と比較しても妥当である。」、「合併以降、22 人→18 人→16 人と定数削減に努めており、これ以上定数を少なくすればいろいろな考え方が議会に反映されず、議会活動に影響が出てくる。」、「定数を確保し、執行部側と対等の立場で意見を言うべきである。」、「議会活性化や市民の議会参画を考えれば、市民が納得できる定数を何らかの形で担保することが必要。」などの意見が出された。</p> <p>結論（協議結果）としては、『現議員定数 16 人は適正』と判断した。</p>

## 2. 議員報酬について

1.結論	<p>議員報酬は現状維持。</p> <p>※議長 38 万 7,600 円、副議長 30 万 4,200 円、委員長 29 万 700 円、議員 28 万 1,000 円。</p>
2.理由	<p>九州管内及び全国の類似市との比較では、報酬額にかなりの差があり、鹿児島県内の市議会議員報酬の水準は著しく低く抑えられている。宮崎県西都市（人口 2 万 9,879 人）との比較では議員報酬で 6 万 8,000 円の差が、和歌山県有田市（人口 2 万 8,244 人）との比較では議員報酬で 13 万 9,000 円もの差がある。ただ、鹿児島県内の比較では概ね人口規模の順による報酬額となっている。</p> <p>審査の中で委員から、「市民から、議員に立候補したくても報酬が低くて家族が養えないとの声がある。」、「議員のなり手不足を考慮し活動に見合った報酬となれば、将来的には引き上げるべき。」、「広く市民の中から、さまざまな職種の方や意欲を持った若い年代の方に議会へ参画してもらうには、議員年金等も考慮しながら将来的には報酬引き上げの議論も必要。」、「兼業ではなく、議員報酬だけで働いていることを考えれば、報酬は引き上げるべき。」などの増額の改定が必要である旨の意見が出された。そのほか、「現在のコロナ禍の中では、この任期中は現状維持が良いのではないか。」、「本市の財政状況を考えれば、報酬改定は難しいのではないか。」などの市の実情を考慮して増額改定は現段階では行うべきでないとする意見、さらには「議員報酬改定議案（市長提案分）については、特別職報酬等審議会の決定は尊重すべき。」との、報酬改定議案の議決のあり方や考え方に関する意見も出された。</p> <p>結論（協議結果）としては、増額改定が必要との意見が多数あるものの、今回は『議員報酬は現状維持』とし、いちき串木野市及び議会の将来を見据え、“附帯意見”を添えて報告することとした。</p>
3. 附帯意見	<p>現状、本市を含めた鹿児島県全体の議員報酬は、全国各地と比較して大幅に低い水準に抑えられている。隣接の宮崎県や熊本県と比較してもその差は非常に大きく、早急な見直しが必要である。また、本市のみならず全国的にも課題とされている「地方議会議員のなり手不足問題」も深刻で、立候補に踏みきれない理由の一つに「議員報酬の低さ」があげられている。今後、課題解決に向けた議論を進めるとともに、適切な議会運営の推進、議員活動の活性化等を考慮するならば、“議員報酬の見直し”について真剣に検討すべきである。以上、附帯意見とする。</p>

## タブレット端末の導入（ペーパーレス）について

これまで、委員会のなかで、県内他市のタブレット端末の導入・利用状況、またペーパーレス化による費用対効果などについて、調査及び協議を行ってきた。

### ○他市の状況：県内5市において導入済み

市名 (導入年度)	メリット	デメリット	ペーパーレス化の対象
霧島市 (平成24年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペーパーレス化の実現</li> <li>※議案・陳情書等は紙媒体と並行利用</li> <li>電子採決、採決結果の可視化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算書、議案</li> <li>市当局からの資料</li> <li>例規集 など</li> </ul>
指宿市 (平成28年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務連絡の簡素化、迅速化</li> <li>資料等配布事務の簡素化、迅速化</li> <li>議員が携行する資料のスリム化</li> <li>カレンダー機能によるスケジュール管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用頻度に個人差がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算書、議案</li> <li>市当局からの資料</li> <li>委員会説明資料</li> <li>召集通知</li> <li>議会だよりデータ など</li> </ul>
曾於市 (平成29年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料の持ち運びがなくなった</li> <li>会議録の検索が容易になった</li> <li>スケジュール管理が容易になった</li> <li>各種連絡手段として活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>操作に不慣れな議員が数名いるため、定着が難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算書、議案</li> <li>市当局からの資料</li> <li>委員会説明資料</li> <li>召集通知</li> </ul>
薩摩川内市 (平成30年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ化により、資料の修正が容易に</li> <li>情報提供及び出会案内などが容易に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>データと紙資料との併用のため、大きな成果がない</li> <li>不慣れな議員へは、職員のサポートが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算書、議案</li> <li>市当局からの資料</li> <li>委員会説明資料</li> <li>召集通知</li> <li>会議録、例規集 など</li> </ul>
南さつま市 (令和元年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡の迅速化、省力化</li> <li>議会等会議資料のペーパーレス化</li> <li>資料の携行性と検索性の向上</li> <li>資料配布や連絡などの業務効率化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙との併用期間は、手間の2重化</li> <li>活用に個人差が出てくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算書、議案</li> <li>市当局からの資料</li> <li>委員会説明資料</li> <li>召集通知</li> <li>事務局作成資料 など</li> </ul>

- ・タブレット端末の操作に不慣れな議員への対応に苦慮をしており、議員の活用の個人差や、サポートの方法などが、各市で課題となっている。
- ・現在、上記の5市においては、完全にペーパーレスとはなっておらず、一部においてデータと紙媒体の併用を行っている。
- ・調査を行うなかで、タブレット導入における費用対効果が一番の課題となっていたが、導入する機種や台数、データを閲覧するアプリの種類、ペーパーレスとする項目の選定などによっては、効果額が大きく変わり、場合によっては支出額よりも削減額のほうが大きくなることも見込まれる。

## ○これまでの協議内容のまとめ（方針・方向性）

今後のタブレット端末の導入については、下記事項をもとに進めていくこととする。

- ① 今後、タブレット端末を導入に向けて進めることで一致
- ② 自宅や外出先でもインターネット環境が不可欠である（sim カードの導入）
- ③ 端末の仕様やペーパーレスの項目については、今後、別途設置する「タブレット導入推進委員会」のなかで協議
- ④ 県内先進地の視察研修を行う

## ○タブレット導入推進委員会について

タブレット端末導入に向けて、詳細事項を調査・研究するために専門の推進委員会を立ち上げる。

【メンバー】 東委員長・中村副委員長・濱田委員・福田委員

【検討項目】 下記の項目を想定しています。

- (1) 機種・サイズについて
- (2) 資料等の確認方法について
- (3) ペーパーレスとする項目について
- (4) 導入台数（議会・当局）について
- (5) データ通信について
- (6) 不慣れな議員等について

【その他】 議会改革推進特別委員会と連携を取りながら、上記項目の調査・研究を進める。曾於市の先進地視察後、この委員会を立ち上げる予定。

〈※曾於市への先進地視察は 8/17（月）に実施予定→諸事情により延期〉

## いちき串木野市議会大規模災害対応指針

### 1 制定の趣旨

令和元年(2019年)6月下旬から7月上旬にかけての梅雨前線豪雨により、大里川の堤防が決壊するなどの被害に見舞われた。災害発生以降、「議員はどのように行動すべきか」の指針がない中で、市議会、また、市議会議員として、災害時の行動指針の必要性を強く感じたところである。

このようなことから、大規模災害などの非常時においても二元代表制に基づき、議会が迅速な意思決定と多様な市民ニーズを反映するという議会機能の維持を図るため、いちき串木野市議会大規模災害対応指針を策定するものである。

### 2 基本方針

議会は、議決機関として、市の重要な政策、計画、事業並びに予算及び決算について議論し、執行機関の市政運営状況を監視及び評価し、地域の実情に根ざした市の政策形成に向けた働きかけを行うなどの役割を担っている。

大規模災害時にあっては、これらの本来的な役割とは別に、市執行部と情報を共有・連携し、被災者の救援及び市の災害復旧のために非常時に即した役割を果たすことが求められる。

このため、本市議会は、大規模災害時の議会としての基本方針を以下のとおり定める。

- (1) いちき串木野市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が、災害対応に全力で専念し応急活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、大局的な見地から必要な協力・支援を行うこと。
- (2) 大規模災害時においても、議決機関としての議会機能の維持に努めること。
- (3) 国、県、関係公共機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取組をバックアップすること。
- (4) 広域的な応援体制が必要と判断した時は、関係自治体の議会と積極的に連携を図ること。

### 3 想定される大規模災害

この指針でいう大規模災害とは、いちき串木野市が地域防災計画に基づく災害対策本部を設置する基準に該当する災害を指す。

○風水害

大雨、洪水、暴風等により土砂災害や河川の氾濫等の発生が予測され、災害対策本部が設置されたとき。

○地震・津波

地震が発生し、災害対策本部が設置されたとき。

○原子力災害

原子力災害が発生し、災害対策本部が設置されたとき。

○特殊災害

大規模な火災、海上災害、鉄道事故、道路事故、危険物等災害、石油備蓄基地で災害が発生し、災害対策本部が設置されたとき。

○その他

新型インフルエンザ及び新型コロナウイルスなどの感染症で、いちき串木野市新型インフルエンザ等対策本部が設置されたとき。

4 具体的な対応

大規模災害が発生した際の議員及び議会の対応については、別に定める。

5 施行期日

この指針は、令和〇年〇月〇日から施行する。

# いちき串木野市議会大規模災害対応行動マニュアル

この行動マニュアルは、いちき串木野市議会大規模災害対応指針（令和〇年〇月〇日）に基づき、大規模災害が発生したときにおける議員及び議会の対応について定めるものとする。

## 1 初動期（災害が発生してから概ね24時間が経過するまで）

### （1）議員の対応

ア 議員は、大規模災害の発生をテレビやラジオ等で知り得たときは、自身や家族の安全を確認し、速やかに安全な場所へ避難する。

イ 議員は自身の安否を議会事務局へ連絡し、連絡体制を確立するものとする。

#### 連絡方法

1. 電話 0996-33-5648

2. FAX 0996-32-3124

3. メール [gikai1@city.ichikikushikino.lg.jp](mailto:gikai1@city.ichikikushikino.lg.jp)

4. 上記のすべてが不可能であれば、災害伝言ダイヤル（171）に録音する。

○安否状況を録音する場合

171→1（録音）→0996-〇〇-〇〇〇〇

ウ 議員は、災害情報を収集した場合は、議長に当該情報を提供する。

エ 議員は、いちき串木野市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）への直接の問合せや要請・要望等は行わない。

オ 災害対策本部との連絡は議長が議会事務局を通じて行うものとする。

カ 災害発生時には緊迫した状況にあることが想定されることから、消防本部並びに関係課等への問合せや要請・要望等は慎むこと。（ただし、人命に関わる状況などの情報提供については、この限りではない。）

キ 議員は、地域の一員として、まちづくり協議会や自治公民館などの関係者と協力し、市民の安否確認、避難支援等、安心安全の確保に努める。

### （2）議会の対応

ア 議長は、速やかに登庁し、議会の災害対応に関する事務を総括する。議長が登庁できない場合、次の優先順位により、大規模災害対応における議長の職務を代行する。



1. 副議長
2. 議会運営委員会委員長
3. 総務厚生常任委員会委員長
4. 産業教育常任委員会委員長

- イ 議長は、議員からの情報を収集・整理し、議会事務局を通じて、当該情報を災害対策本部に提供する。
- ウ 議会事務局は、市の被害状況、災害対策本部の対応状況等の情報を議長に報告する。
- エ 議長は、上記の報告を踏まえ、又は自らの判断により、必要に応じて、議員への周知・指示、関係議員の参集を求めるなどの対応を行う。

### (3) 本会議（委員会）開会中における対応

- ア 議長（委員長）は、非常事態により、会議（委員会）の継続が困難であると認めるときは、発言の途中であっても、直ちに休憩又は延会（若しくは散会）を宣告することができる。
- イ 議場（委員会室）から避難が必要となった場合は、議長（委員長）は、傍聴者を避難誘導するとともに、災害対応にあたる。
- ウ 議員は、周囲に被災者等がいる場合には、その救出や支援を行う。
- エ 議員は、議長から今後の対応の指示があるまで、市庁舎に待機する。また、議長から退庁の指示が出た際は、議会事務局との連絡体制を確保したうえで自宅待機又は地域での支援活動等にあたる。
- オ 正副議長は、市庁舎に待機し、議会の災害対応に関する事務の総括にあたる。
- カ 議会事務局は、災害及び被害の状況の把握に努め、議長に報告する。
- キ 議員は、災害状況の確認をする場合は、議会事務局を通じて行う。

## 2 初動期経過後（おおよそ1週間以内）

### (1) 議員の対応

- ア 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- イ 議員は、地域の被害状況、被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じて、議長に当該情報を提供する。これを受けて、議長は情報を取りまとめ、必要に応じて、災害対策本部に要請・要望等を行う。
- ウ 議員は、地域の一員として、避難所の支援など市民の安心安全の確保及び応急対応にあたり、地域における取組が円滑に行われるよう努める。

(2) 議会の対応

- ア 議長は、議員からの情報を収集・整理し、議会事務局を通じて、当該情報を災害対策本部に提供する。
- イ 議会事務局は、市の被害状況、災害対策本部の対応状況等の情報を議長に報告する。
- ウ 議長は、収集・把握した情報を議員に提供する。
- エ 議長は、必要に応じて、議会運営委員会を開催した後、議員全員協議会を開催し、今後の対応について協議する。
- オ 議長は、災害の状況を踏まえ、国、県、関係公共機関等に対し、適時適切な要望活動を行う。
- カ 議長は、広域的な応援体制が必要と判断した時は、関係自治体の議会と積極的に連携を図る。

※この行動マニュアルは、令和〇年〇月〇日から施行する。

# 情報の流れについて(イメージ図)

